（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額）

第三十七条　第三十五条第二号に掲げる「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十九条第二項から第四項までにおいて同じ。）について、次に掲げるいずれかの額をいう。

一　簡便法による時価変動時所要追加担保額

二　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額

（簡便法による時価変動時所要追加担保額）

第三十八条　前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる三十日間における当該合計額をいう（次項において同じ。）。

2　前項の規定にかかわらず、複数の取引が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該複数の取引を単一の取引とみなして簡便法による時価変動時所要追加担保額を計算することができる。

一　担保又は受入資産として実際に授受されている資産が流動資産に該当するものに限られ、かつ、契約に基づいて受け入れた担保又は受入資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たすものと見込まれること。

二　同一の法的に有効な相対ネッティング契約に基づくものであること。

（シナリオ法による時価変動時所要追加担保額）

第三十九条　農林中央金庫又は連結子法人等は、ストレスシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準に適合する場合にはシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いることができる。

2　第三十七条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、ストレスシナリオの選定基準により選定されたストレスシナリオ（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を説明する金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。）に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（次項及び第五項並びに次条において同じ。）。

3　前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標その他指標に基づくものであること。

二　過去の市場流動性ストレス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくものであること。

三　デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。

4　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を十分に反映していること。

二　ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

5　第一項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の妥当性が、継続的に検証されること。

二　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

四　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

（使用の継続）

第四十条　農林中央金庫又は連結子法人等がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いる場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的にシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用することとする。

2　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等は、前条第三項から第五項までの基準を満たさなくなった場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することとする。

（格下げ等に伴う資金流出額）

第四十一条　第三十五条第三号に掲げる「格下げ等に伴う資金流出額」とは、格下げ時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項（格付機関が農林中央金庫又は連結子法人等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等その他の取引について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、農林中央金庫又は連結子法人等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する農林中央金庫又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

（担保の価値変動に伴う資金流出額）

第四十二条　第三十五条第四号に掲げる「担保の価値変動に伴う資金流出額」とは、担保価値変動時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「担保価値変動時資金流出額」とは、追加担保提供条項（デリバティブ取引等に関して取引相手方に差し入れた担保の価値が減少した場合に、取引相手方に対して当該減少分に相当する担保を追加で差し入れる義務を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いたものを取引相手方の別（分別管理された勘定に対して担保を差し入れている取引については、契約に基づき相殺が可能な勘定の別）に合計した額で、零を下回らない額の合計額をいう。

一　基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額（ただし、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保の担保掛目適用額が、デリバティブ取引等の契約に基づき差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額を上回る場合には、当該額から、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れているレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額とレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に八十パーセントを乗じて得た額との合計額を差し引いた額で、零を下回らない額とする。）

二　基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保（第十五条第四号に掲げる要件を満たすものに限る。）のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額